

**(仮称) 大東市立ほうじょう学園施設整備事業
技術支援等CM(コンストラクション・マネジメント)
業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領**

1 目的

本実施要領は、(仮称) 大東市立ほうじょう学園施設整備事業（以下「本事業」という。）における（仮称）大東市立ほうじょう学園施設整備事業技術支援等CM（コンストラクション・マネジメント）業務（以下「本業務」という。）を委託するにあたり、豊富な経験、優れた創造力、技術力及びスケジュール、コスト管理能力等を有する契約予定者を公募型プロポーザル方式により特定するため、必要な事項を定めるものである。

2 業務概要等

(1) 本業務の概要

- ① 業務名 (仮称) 大東市立ほうじょう学園施設整備事業技術支援等CM（コンストラクション・マネジメント）業務
- ② 業務内容 別添「(仮称) 大東市立ほうじょう学園施設整備事業技術支援等CM(コンストラクション・マネジメント) 業務仕様書」（以下「特記仕様書」という。）参照
- ③ 履行期間 契約締結日の翌日から令和12年3月29日(金)まで
- ④ 予算上限額 121,781,000円
(4カ年総額。消費税及び地方消費税を含む。)
ただし、令和8年度分の上限額は30,446,000円（税込）とする。
- ※令和8年度～令和11年度の各当初予算において、採択がない場合、業務内容の変更や中止の場合がある。
- ⑤ 支払方法 委託料は、年度ごとに当該年度の最終月までに業務が終了した分を支払うものとする。

(2) 本事業の概要

- 事業概要については、「(仮称) 大東市立ほうじょう学園施設整備方針」を参照のこと。
- ① 事業名称 (仮称) 大東市立ほうじょう学園施設整備事業
- ② 事業内容 北条中学校及び北条小学校と統合し、新たに義務教育学校を設置するにあたり、施設の老朽化・社会的劣化等への対策を含む新たな教育を実現すべく、教育機能の向上を目的に、現北条中学校の既存校舎等建物を活用しながら、長寿命化改良工事を実施するとともに、本施設の新校舎棟の建築工事等を実施するものである。
- ③ 整備場所 大阪府大東市北条二丁目19番他 地内

- ④ 敷地面積 18,899.43m²（北条中学校敷地）、
2,942m²（北条公園内学校利用部分）
- ⑤ 延床面積 13590.29m²
(増築 6776.50m²、長寿命化改修 6759.79m²、
既存存置 54.00m²)
- ⑥ 事業費 8,339,455千円
- ⑦ 工程概要 令和7年度～令和11年度 実施設計・施工
※基本設計は令和6年度～令和7年度に策定済

3 公募要領

(1) 選考方針

契約候補者の選定は、「大東市プロポーザル方式事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)」において、業務提案書、プレゼンテーション及びヒアリングによる審査を踏まえ実施する。

選定委員会は、業務提案書等の審査を行い、評価が最も高い者(第一位契約候補者)1者と次点者1者を選定する。

(2) スケジュール

公募開始から契約締結までのスケジュールは、以下のとおりとする。なお、土曜日・日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日には行わない。

日時又は期間	内 容
令和8年2月9日(月)	実施要領等の公示(公募開始)
令和8年2月9日(月)～2月16日(月)	質問書受付期間
令和8年2月20日(金)(予定)	質問書に対する回答(HPに公開)
令和8年2月20日(金)～2月27日(金)	参加表明書等受付期間
令和8年3月5日(木)	参加資格確認結果通知
令和8年3月6日(金)～3月12日(木)	業務提案書等受付期間
令和8年3月下旬	業務提案書等の審査(プレゼンテーション・ヒアリング)
令和8年3月下旬	審査結果通知
令和8年3月下旬～4月上旬	契約締結

(3) 参加資格要件

今回のプロポーザルに参加できる者は、以下の①に掲げる資格を満たしている単体企業、又は②に掲げる資格を満たしている共同企業体とする。なお、参加資格の基準日は、参加表明書提出日とする。

① 単体企業

- ア 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- イ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申し立てがなされている又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- ウ 次のいずれにも該当する者でないこと。
- ・国税又は地方税を滞納している者。
 - ・政治活動、宗教活動を主たる目的としている者。
- エ 大東市暴力団排除条例に基づく排除措置対象法人等に該当する者でないこと。
- オ 大東市建設工事等における入札参加停止に関する要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者でないこと。(協力事務所についても同様とする。)
- カ 建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受け、直接的な雇用関係にある一級建築士 5 名以上の事務所であること。
- キ 一般社団法人日本コンストラクション・マネジメント協会の認定コンストラクション・マネジャー(以下「CCM」)という。の資格を有する者が 5 名以上所属していること。
- ク 次の(a)又は(b)の CM 業務のうち、同種業務(本要領 4(3)③ア 参照。以下同じ。)又は類似業務(本要領 4(3)③イ 参照。以下同じ。)業務の実績を有する者であること。
- (a) 計画、設計、発注又は施工の各段階において、技術的な中立性を保ちつつ、発注者の側に立った工程管理、品質管理、コスト管理などの各種マネジメント業務(令和 2 年 国土交通省「地方公共団体におけるピュア型 CM 方式活用ガイドライン」参照)
- (b) 日本コンストラクション・マネジメント協会発行「CM(コンストラクション・マネジメント)業務委託契約約款・業務委託書(令和 4 年 7 月改訂版)」に記載の CM 業務
- ケ 次のいずれの資格も有する管理技術者を配置すること。
- ・CCM
 - ・一級建築士
 - ・上記クの業務の履行にコンストラクション・マネジャー(以下、「CMr」という。)として、CM 業務に携わった実績を有すること。
 - ・参加申込時点において、3 カ月以上の直接雇用関係にあること。
- コ 他の参加者である共同企業体の構成員となっていないこと。
- サ 協力事務所が、個別に他の参加者(共同企業体の構成員を含む。)となっていないこと。また、他の参加者(共同企業体の構成員を含む。)の協力事務所となっていないこと。
- シ 本市の令和 7 年度建設コンサルタント等業務競争入札参加資格を有するものであること。

② 共同企業体

- ア 共同企業体の結成は、構成員の自主的な意思によること。
- イ 共同企業体の構成員の数は、2社又は3社とすること。
- ウ 全ての構成員が、①ア～カ、ク、シを全て満たす者であること。
- エ 全ての構成員が、他の参加者である共同企業体の構成員又は協力事務所となっていないこと。
- オ 代表構成員が、①ケの要件を満たす管理技術者を配置できること。
- カ 共同企業体として、①キの要件を満たす者であること。

(4) 参加等に対する制限

- ① 本事業の受託者及びその関連企業（会社法（平成17年法律第86号）第2条に規定する役員が他方の会社役員を兼ねている者）は、本業務に参加することはできない。
- ② 本業務に係る「大東市プロポーザル方式事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）」の委員と資本面及び人事面において関連のある者は、本業務に参加することはできない。

(5) 本業務実施上の条件

本業務の実施にあたっては、次の条件を満たすものとする。

① 本業務の再委託

本契約の履行の全部又は総合的な判断並びに業務遂行管理部分及び建築（総合）部分を第三者に委託してはならない。主要な部分以外の第三者への委託に関しては書面により発注者の承認を得るものとする。

② 管理技術者の資格及び実績要件

本業務の技術的管理を行うものとして管理技術者を配置すること。また、管理技術者は、CCMJ及び一級建築士の資格を有し、かつ発注者の業務支援を行う同種業務又は類似業務のCM業務に携わった実績がある者であること。

③ 本業務を担当する各分野の主任担当者の資格及び実績要件

資格等要件は、原則として次に掲げるとおりとする。

ア 建築（総合）

CCMJ及び一級建築士の資格を有する者で、同種業務又は類似業務のCM業務に携わった実績があること。

イ 建築（構造）

CCMJ又は構造設計一級建築士の資格を有する者で、同種業務又は類似業務のCM業務に携わった実績があること。

ウ 電気設備

CCMJ、設備設計一級建築士、一級建築士又は建築設備士のいずれかの資格を有する者で、同種業務又は類似業務のCM業務に携わった実績があること。

エ 機械設備

CCM J、設備設計一級建築士、一級建築士又は建築設備士のいずれかの資格を有する者で、同種業務又は類似業務のCM業務に携わった実績があること。

オ 建設コスト管理

CCM J、建築コスト管理士又は建築積算士のいずれかの資格を有する者で、同種業務又は類似業務のCM業務に携わった実績があること。

カ 工事施工計画

CCM J 又は一級建築施工管理技士の資格を有する者で、同種業務又は類似業務のCM業務に携わった実績があること。

- ④ 管理技術者は、建築（総合）主任担当者との兼務を認める。
- ⑤ 各業務主任担当者は、各業務分野に配置する者とする。ただし、建設コスト管理主任担当者、工事施工計画主任担当者については、業務に支障をきたさない範囲内において、他の主任担当者との兼務を認める。

4 応募手続き

(1) 実施要領等の公表

① 公表方法

令和8年2月9日（月）に実施要領等を、大東市のホームページに掲載する。必要に応じて様式等をダウンロードし使用すること。

URL : <https://www.city.daito.lg.jp/soshiki/92/67901.html>

② 質問書受付

ア 受付期間

令和8年2月9日（月）から2月16日（月）午後5時まで

イ 提出方法

質問書（様式9）に記載の上、電子メールにより提出すること。なお、誤送信により質疑回答が行えないことを避けるため、提出後は必ず電話にて担当窓口まで到達確認を行うこと。

ウ 質問書に対する回答

上記の質問に対する回答は、令和8年2月20日（金）、ホームページに掲載する予定である。個別には回答しない。

(2) 参加表明書等の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、以下により参加表明書等を提出すること。

① 提出期間

令和8年2月20日（金）から2月27日（金）午後5時まで（必着）

② 提出場所

担当窓口（13ページに記載）まで提出すること。

③ 提出方法

持参又は郵送とする。

※郵送する場合は、提出期限までに必着すること。また、必ず「特定記録郵便」又は「簡易書留」とし、提出期限までに送付物の到着確認を電話により行うこと。なお、提出時には提出書類の電子データを格納した CD-R 又は DVD-R を 1 枚同封すること。

④ 提出書類

ア 参加表明書

(単体企業の場合は様式 1－1、共同企業体の場合は様式 1－2)

イ 共同企業体協定書（写し）（様式 1－3） ※該当する場合のみ

ウ 委任状（様式 1－4） ※該当する場合のみ

エ 会社の概要について、以下の書類を提出すること。なお、共同企業体で参加する場合は、構成員全てについて提出すること。

・会社概要（様式 2）

・法人登記簿謄本又は登記事項証明書（全部事項証明書）

※発行日から 3 カ月以内のもの。複写可。

オ 業務実施体制（様式 3）

カ 協力事務所の名称等（様式 4） ※該当する場合のみ

キ 参加者に所属する技術者数及び有資格者数（様式 5）

ク 参加者の同種・類似業務実績（様式 6）

ケ 管理技術者の経歴等（様式 7－1）

※様式で求められている添付書類も合わせて提出すること。

・CCMJ 資格証の写し

・一級建築士資格証の写し

コ 主任担当者の経歴等（様式 7－2～様式 7－7）

※様式で求められている添付書類も合わせて提出すること。

サ 「3(3) 参加資格要件」を証するものとして、以下の書類を提出すること。

・暴力団排除に係る誓約書（様式 8）

・国税及び地方税の滞納がないことを証明するもの（様式任意、宣誓書可）

・一級建築士事務所の登録証明書の写し

・管理技術者が社員であることを証明するもの（健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し等）

⑤ 提出部数

正本 1 部・副本 1 部

⑥ 留意事項

ア 参加にあたって必要となる費用は、全て参加者の負担とする。

イ 使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定める単位とする。

- ウ 提出された書類は返却しない。
- エ 提出された書類について、情報公開請求があった場合、大東市情報公開条例に基づき公開されることがある。
- オ 提出された書類は、本プロポーザル手続きのため必要な範囲内において複製することがある。
- カ 書類提出後、原則、書類の追加・差し替え・修正は認めない。
- キ 書類提出後、原則、管理技術者及び主任担当者の変更は認めない。

⑦ 失格事項

- 次のいずれかの事項に該当する場合は、失格とする。
- ア 参加資格要件を満たしていないことが判明した場合。
- イ 提出された書類の記載内容に明らかな虚偽が認められた場合。
- ウ 提出期間、提出方法、提出先、所定の様式を守らなかった場合。
- エ 本市の附属機関「大東市プロポーザル方式事業者選定委員会」(以下「選定委員会」という。) の委員に接触する等、公正・中立な審査に影響を与える行為が認められた場合。
- オ その他、選定委員会が不適格と認めた場合。

(3) 提出書類の記入上の留意事項

- ① 参加表明書（様式1－1、様式1－2）
代表者印を押印の上、提出すること。
- ② 参加者に所属する技術者数及び有資格者数（様式5）
参加者の技術職員数、資格について記入すること。対象とする資格は、CCMJの他、様式5による。
- ③ 参加者の同種・類似業務実績（様式6）
以下のア又はイに該当するCM業務の業務実績を5件以内で記入すること。実績が複数ある場合は、公共工事のCM実績を優先し、かつ関わった担当CM業務の種類が多いものから順に記入すること。なお、記入した業務については、契約書の鑑の写し、業務の完了が確認できるものの他、用途、規模、構造が同種業務又は類似業務に該当することが正確に確認できる資料等を参考資料として添付すること。
ア 同種業務
CM業務のうち、延床面積3,000m²以上の学校（学校教育法（昭和22年法律第26号。以下同じ。）第3章から第11章で規定される学校を指す。）の施設整備に係る業務で、平成27年4月1日以降に発注し、参加表明書提出日までに完了（CM業務における各段階でも可とする）したもの。

イ 類似業務

国又は地方公共団体（独立行政法人、地方独立行政法人を含む）が発注するCM業務のうち、延床面積3,000m²以上の施設整備に係る業務で、平成27年4月1日以降に発注し、参加表明書提出日までに完了（CM業務における各段階でも可とする）したもの。

④ 管理技術者及び各業務主任担当者の経歴等（様式7）

本業務を担当する管理技術者及び各業務主任担当者について、次に従い記入すること。

ア 資格

資格の種類は、様式に記載された資格について記入すること。なお、各技術者及び有資格者について、記入した資格を証する資料（免許証の写し等）を添付すること。

イ 同種・類似業務実績

同種及び類似業務の対象は、前記「③参加者の同種・類似業務実績」による。なお、記入した業務について、各技術者及び各業務担当者が携わったことが確認できる資料（業務実施体制表等）を添付すること。様式7-6及び様式7-7の担当区分においては、他の業務主任担当者と兼務する場合は、兼務する分野を入力すること。

⑤ 提出書類作成上の注意事項

使用する言語は日本語とし、通貨及び単位は、日本国通貨、日本の標準時及び計量法に定める単位とする。提出された書類の訂正、追記、返却は認めない。また、要求する内容以外の書類や図面等は受理しない。

（5）業務提案書等の提出

第一次審査で選定された者は、次に定めるところにより業務提案書等を作成し、提出するものとする。

① 提出期間

令和8年3月6日（金）から令和8年3月12日（木）午後5時まで

② 提出場所

担当窓口（13ページに記載）まで提出すること。

③ 提出方法

持参又は郵送とする。

※郵送する場合は、提出期限までに必着すること。また、必ず「特定記録郵便」又は「簡易書留」とし、提出期限までに送付物の到着確認を電話により行うこと。なお、提出時には提出書類の電子データを格納したCD-R又はDVD-Rを1枚同封すること。

④ 提出書類及び提出部数（正本1部、他は副本）

- ・業務提案書（様式10-1） 1部
- ・業務実施方針（様式10-2） 10部
- ・テーマ別業務提案（様式10-3） 10部
- ・参考見積書（価格提案）（任意様式） 1部

⑤ その他

「業務提案書」の提出は、1者につき複数の提案は認めない。

(6) 提出書類の記入上の留意事項

① 業務提案書

ア 業務提案書（様式10-1）

代表者印を押印の上、提出すること。

イ 業務実施方針（様式10-2）

業務実施方針は、以下の内容を記載し、発注者を支援する姿勢や取組意欲、担当者の技術力の高さ、業務内容の理解度等を評価する。

(a) 本業務に対する提案者の取組方針と体制

(b) 各業務担当チームの特徴

(c) 業務上、配慮する事項（提案を求めているテーマを除く。）

ウ テーマ別業務提案（様式10-3）

業務提案のテーマは以下のとおりとし、その的確性、実現性等を評価する。なお、テーマ別業務提案等の作成にあたっては、（仮称）大東市立ほうじょう学園施設整備に関する検討経過等を十分に理解した上で行うこと。

テーマ1	本業務におけるマネジメント手法について
テーマ2	発注者体制の支援方策について
テーマ3	本業務における自社の独自性・優位性について

※上記評価テーマに関する業務提案について、様式10-3に記載すること。記載する際には、設定された記載欄に提案内容を記載すること。他の欄に記載したものや超過したページに記載したものは、評価の対象とはしない。

エ 作成上の注意事項

- (a) 様式10-2及び10-3（各テーマ毎）は、それぞれA4判片面2枚（A3判1枚可）以内で作成し、プレゼンテーションの持ち時間内で説明可能な枚数内で簡潔にまとめること。
- (b) 提案は文章での表現を原則とし、文字の大きさは原則10.5ポイント以上（図表中は除く。）とすること。文書を補完するために必要な概念図や表、イメージ図等を使用し、基本的な考え方を分かりやすく簡潔に記述すること。
- (c) 業務提案書の作成及び提出等に係る費用は、提案者の負担とする。

② 見積書（価格提案）の注意事項

ア 参考見積書（価格提案）は、令和8年度から令和11年度までの合計金額（消費税等込み）を記載するとともに、各年度の金額を明示すること。（任意様式）

イ 本業務の参考見積りについて、業務量の目安に比べ著しく乖離していると判断した場合は、その妥当性について聴取することがある。

ウ 見積書の金額については、本要領2(1)④ 予算上限額を参照。

③ 提出書類作成上の注意事項（共通）

使用する言語は日本語とし、通貨及び単位は、日本国通貨、日本の標準時及び計量法に定める単位とする。提出された書類の訂正、追記、返却は認めない。また、要求する内容以外の書類や図面等は受理しない。

5 契約候補者の選定

(1) 評価基準

別に定める「(仮称) 大東市立ほうじょう学園施設整備事業 技術支援等CM（コンストラクション・マネジメント）業務委託公募型プロポーザル評価要領（以下「評価要領」と言う。）」による。

① 一次審査の評価点は次による。

評価項目		評価の着目点		評価点		
		評価基準				
客観評価	参加者の評価	技術職員数	技術職員数を評価する	0.3		
		有資格者数	有資格者数を評価する	0.3		
		同種・類似業務の実績	実績の種類・規模・件数について評価する	1.0		
客観評価	各業務担当者の資格	専門分野の技術者資格	各担当分野について、資格の内容を評価する	管理技術者 0.4		
				建築（総合） 0.4		
				建築（構造） 0.4		
				電気設備 0.4		
				機械設備 0.4		
				建設コスト管理 0.4		
				工事施工計画 0.4		
	各業務担当者の実績	同種・類似業務の実績	次の順で評価する ①同種業務の実績 ②類似業務の実績 その際携わった立場を評価する	管理技術者 0.8		
				建築（総合） 0.8		
				建築（構造） 0.8		
				電気設備 0.8		
				機械設備 0.8		
				建設コスト管理 0.8		
				工事施工計画 0.8		
計				10		

② 二次審査の評価点は次による。

評価項目	評価の着目点	評価点
業務提案評価	本業務への取組体制、取り組む意欲の高さや積極性、発注者を支援する姿勢、業務への工夫、配慮等	10
	担当チームの特徴、業務担当者の技術力やチーム配置の本業務への適性等	10
	業務上、特に配慮する事項、業務内容、業務の背景や課題等の理解度、総合的見地からの考え方の的確性等	10
	今までの経験と実績を踏まえた専門性や技術力の発揮が期待でき、テーマに対する的確性、実現性があり、業務内容や基本設計等の与条件に対する理解度の高い提案となっているか等	60
計		90
価格評価	—	10
合計		100

(2) 参加資格審査及び提出書類による一次審査

提出された参加表明書等の提出書類を基に参加資格を審査し、二次審査のプレゼンテーション及びヒアリング対象者（4者程度）を選定する。ただし、資格適合者が4者を超えた場合は、資格適合者の客観評価による一次審査を実施し、客観評価点の合計が上位4位までの者を選定する。なお、参加事業者が4者以下の場合でも、提出書類に不備があった場合には、失格とする。審査結果は、すべての参加事業者に書面により通知する。客観評価の審査は、あらかじめ事務局で行い、選定委員会に提出するものとする。

(3) プrezentation及びヒアリングによる二次審査

① プrezentation及びヒアリング

審査は、提出された業務提案書の内容と、業務提案書に関するプレゼンテーション及びヒアリング（以下「プレゼンテーション等」という。）を踏まえ行うものとし、その実施方法は以下のとおりとする。

ア 実施日時・場所

令和8年3月下旬（予定）

※日程及び会場等については、別途通知する。

イ プrezentation等の出席者は、本業務を担当する管理技術者及び主任担当者【建築（総合）】を必須とし、5名以内（パソコン操作者を含む。）とする。

- ウ プレゼンテーション等は、参加者が提出した業務提案書の内容を用いて行うこととし、新たな内容の資料提示は認めない。
- エ 1者につき20分以内のプレゼンテーションを行い、その後に審査委員による質疑を20分程度行う。
- オ プレゼンテーション等に参加しない場合は、審査の対象としない。
- カ プレゼンテーションの資料には、提案者を特定することができるような表示をしないこと。
- キ 参考見積書に記載した金額が、本要領2(1)④ 予算上限額を超えている場合は、審査の対象としない。

② 審査方法及び結果の通知

客観評価による評価点と、業務提案書及びプレゼンテーション等の評価点を踏まえ、評価点が最も高い事業者を第一位契約候補者（最優秀提案者）に、次に評価点が高い事業者を第二位契約候補者（優秀提案者）に選定する。評価点が同点の場合、「業務提案書」の評価点の合計が最も高い事業者を上位者とする。それでも評価点が同点の場合は、価格提案が最も低い事業者を上位者とする。なお、評価点の合計が60点に満たない場合は契約候補者として選定しない。技術提案書等の提出者として選定（二次審査）されたものが1事業者であった場合でも、評価点の合計が60点以上であれば、当該事業者を契約候補者として選定する。

③ 失格

- 提案者が、次のいずれかに該当する場合は失格とする。
- ア 提出書類の作成及び留意事項、提出方法、提出期限を遵守しない場合
 - イ 虚偽の内容が記載・提示されている場合
 - ウ 選定委員会の委員に直接、間接を問わず連絡を求めた場合
 - エ 審査の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合
 - オ 契約締結までの間に指名停止の措置や指名除外の措置を受けた場合
 - カ その他、本要領に違反すると認められた場合

6 契約候補者の公表

契約候補者選定後、速やかに次に掲げる事項をホームページに公表する。

- ① 業務名及び業務概要
- ② 契約候補者を選定した日
- ③ 第一位契約候補者（最優秀提案者）及び評価点
- ④ 第二位契約候補者（優秀提案者）及び評価点
- ⑤ 応募者数
- ⑥ その他必要な事項

7 契約方法等

(1) 業務委託契約

① 契約の締結

第一位契約候補者に選定された事業者と大東市との間で委託内容について再度調整を行い、協議が整った場合、委託契約を締結する。なお、第一位契約候補者との協議が不調となった場合（失格事項に該当することが認められた場合を含む。）は、次順位である事業者と協議を行うものとする。

② 契約金額

協議を行う場合でも、契約金額については、二次審査において価格提案した金額以内とする。

(2) その他

- ① プロポーザルのために本市より受領した資料は、了解なく公表、使用することはできない。
- ② 他の文献を引用した場合は、その出典を明示すること。
- ③ 提出された書類は、審査に必要な範囲で複製を作成することがある。
- ④ 令和8年度～令和11年度の各当初予算において、採択がない場合、業務内容の変更や中止の場合がある。

8 担当窓口（事務局）

部署名：大東市教育委員会事務局 教育企画室

住 所：〒574-0076 大東市曙町4番6号

電 話：072-800-8100

FAX：072-872-2941

E-mail：k_kikaku@city.daito.lg.jp